

様式第2号(第9条関係)

会議録

| | | | | | |
|--------------|-------|--|-------|-----|-------|
| 会議の名称 | | 平成24年度 第2回 ふじみ野市総合振興計画審議会 | | | |
| 開催日時 | | 平成24年8月30日(木) 開会時刻 午後 2時00分、閉会時刻 午後 4時25分 | | | |
| 開催場所 | | 本庁舎5階 執行部控室 | | | |
| 出席した者の氏名 | | 役職名 | 氏名 | 役職名 | 氏名 |
| | | 会長 | 伊藤 英夫 | 委員 | 内村 世紀 |
| | | 副会長 | 小熊千寿子 | 〃 | 久慈 直美 |
| | | 委員 | 粕谷 雄一 | 〃 | 西村 正博 |
| | | 〃 | 郷 秀樹 | 〃 | 茂垣 收 |
| | | 〃 | 金子 竜太 | | |
| | | 〃 | 西村 幸久 | | |
| | | 〃 | 鈴木 幸子 | | |
| 欠席者の氏名 | | 関谷 治久、柳川 道子 | | | |
| 会議の議題 | | (1) ふじみ野市総合振興計画後期基本計画(原案)について (2) その他 | | | |
| 会議の公開又は非公開の別 | | 公開 | | | |
| 会議の非公開の理由 | | | | | |
| 傍聴人の数 | | 0人 | | | |
| 発言の内容 | | 別紙「発言の要旨」のとおり | | | |
| 会議資料 | | <ul style="list-style-type: none"> ・ふじみ野市総合振興計画後期基本計画(案) ・ふじみ野市総合振興計画後期基本計画 施策検証結果 ・後期基本計画の体系 ・意見提出用紙[大綱Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ用] ・意見提出用紙[大綱Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ用] | | | |
| 事務局 | | 総合政策部 改革推進室 西川邦夫、岡本勝、篠澤真由美、武井克裕、橋本優 検討委員会部会長 小関修、林豊一、高山金次郎、内田茂行、西郷雅美 コンサルタント (株)ジャパン総研 鈴木温子 | | | |
| 議事の確定 | 確定年月日 | 平成 年 月 日 | | | |
| | 記名押印 | 役職名 会長 伊藤 英夫 印 | | | |

別紙

発言の要旨

議事（要旨）

（1）ふじみ野市総合振興計画後期基本計画（原案）について

会長 それでは、後期基本計画（案）についての審議に入りたいと思います。審議の進め方としては、政策ごとに議論いただき、1政策当たり20分をめどにしたいと思います。

 それでは早速ですが、大綱Ⅳ「安心して暮らせるふれあい・連携のまちづくり」、地域社会、市民生活の分野の政策9「一人ひとりが輝きふれあえるまち（地域・人権・交流）」について、皆さんからご意見や質問がありましたらお願いいたします。

西村（幸）委員 前期と後期を比較すると、大綱の件については同じですが、それ以降になると、だいぶ表現が変わっています。市の庁内会議で、その辺の違いについて、どのような検討をされてこのような表現になったのか、審議に入る前に少し説明していただきたい。

事務局 私の事前説明でも若干申し上げたのですが、前期は組織との整合性がない状態の中であつたこともあつたので、後期は大綱に対する政策について、基本的には分野別の計画をしっかりと区分してこうという考えがありました。それに伴って、各部各課の所管ということを組み合わせながら、政策や施策を組み合わせています。

 特に大綱Ⅰについては、「協働のまちづくり」という幅広い部分がありますので、若干、戸惑うことがあるかと思いますが、大綱Ⅱからは、基本的には前期基本計画の記述と整合性を取った中で、組織の分野別に組み直しています。基本的な内容の記述の方法が若干変わったために、目標や施策の取り方が変わってくるというふうにはなっておりません。それについては、検討部会の中でもそれを前提にこの記述をさせていただいていますので、基本的にはそういう形での組み替えという形で、今回の後期をつくらせていただきました。基本的には、前期との整合性を取った形での項目にさせていただいています。ただ、特に大綱Ⅰについては、組織の分野別のものを明確にしたということで、だいぶ色合いが変わってきますが、内容については基本的には変わっていないということをご理解いただきたいと思います。

小熊委員 項目ごとというのではなく、全体にかかることですが、政策に関する現状と課題が1つのまとまりとして書かれています。これは現状と課題に分けていただいたほうが分かりやすいと思います。今回はなるべく市民の方にも分かりやすいような記述でという話があ

りましたが、それと同時に、なるべく簡潔にしたほうが読んでいただけると、全体を通して思いました。

会長 ほかにいかがでしょうか。政策9については、79～85 ページまでの内容なので、そこまでご覧になってのご意見ということでお伺いしたいと思います。

西村（幸）委員 町会・自治会の加入率などが例示されており、目標値として65.5%とありますが、現在、取り組みを始めたところなので、正直申し上げて、どう推移していくのか、長い目で見えていかなければいけないという感じはします。こういう取り組みを始めたということだけ報告させていただきます。

内村委員 例えば、危機管理体制を100%にするというのは、非常にふに落ちるパーセンテージです。自治会は自主性を重んじる任意の加入ということで、65.5%という低い率になるのかなと思いますが、思いとしては、80%くらいにさせていただかないことには、参画と協働推進ということにはならないのではないかという気がします。市がもっと積極的に関与すべきではないかという思いが非常に強いです。

ふじみ野市はアパートやマンションが非常に増えてきておりまして、そのマンションの住民は特殊な意識を持っています。半分は隠れたい、半分はそのマンションの中で何とかやっていきたいという、そういう内向きの意識が非常に強いです。しかし、自治会というのは、近隣・行政に関わっていくという、外に開かれていなければいけない組織です。社会構造の変化を見据えて、もう少し積極的に協働推進ということを考えていただきたいという思いがあります。

事務局 今のご意見は、私どもがタウンミーティングをやっている中でも大変話題になっています。市としても、基本的には新しく転入された方には是非自治会に加入してほしいです。被災に強いまちにするためにも自治会は大切です。ただ、マンションやアパートが集中している所は、30%台の加入率という現実があります。そういう中で、担当課として65.5%というのは、これでも結構大変なハードルであると思います。ご意見として、それを上げていくというのは事実だと思いますが、65.5%ということ自体が、何となく達成するというようなものではないということは、弊課としても議論しています。それについては、今ご意見がありましたので、パーセントの設定について議論して、次回また報告させていただきたいと思います。

内村委員 全体を読んでいて、しつこい表現が目について気になる場所です。もう少し簡潔にできないでしょうか。例えば、79 ページですが、

第2パラグラフの「そこで、本市では……」から「今後も」という3行はなくてもいいのではないかと思います。

80ページの「更なる多角的な取組み」の「多角的」というのはどうということなのか、「更に全市的な事業へ拡大」というのはどうということなのか、もう少し易しく具体的に表現できないかという印象を持ちました。

事務局

これにつきましては、検討部会の中で、役所の職員が作るということで、言葉の使い方は市民にとって分かりづらいというご指摘があります。それについては、今のことを踏まえまして、もう一度明確にさせていただきたいと思います。市の職員で作る文面は、回りくどく、市民にとって分かりづらくなってしまおうということについては反省する部分もありますので、もう一度、全体としての文面調整をさせていただきたいと思います。

茂垣委員

80ページの「ふれあいの地域づくり」の中の、「施策の展開」に、地域コミュニティの推進が掲げられています。県の「ロードサポート制度」との絡みで「花いっぱい運動」の記述がありますが、ロードサポート制度との絡みも含めて記述したほうがいいのではないかと思います。

事務局

確かに、当市の場合では、県道・市道ごとに地域ボランティアにやっただいて「彩の国ロードサポート制度」があつて、県道にも市道にもそういう組織団体がありますが、これについては、都市整備のほうの道路環境の部分との整合性がありますので、地域コミュニティという側面で記述するのか、それとも道路整備の道路環境の維持管理という部分にするのか、検討部会で少し議論をさせていただきたいと思います。基本的にはその制度があるということ自体は大切なことですので、持ち帰って検討させていただきます。

会長

現段階ではどちらにも取り上げていないということですか。

事務局

そうです。前期では、そのサポート制度をつくりましょうという記述がありましたが、それについては、前期において県のサポートや市のサポートが既に実施されていますので記述しておりません。前期については道路の部分で、サポート制度、俗に言う「アダプト制度」に近いところですが、そういう記述がありましたが、それについては前期のほうでは達成されているという中で精査しております。地域のコミュニティに関する部分は再度検討します。

西村（正）委員

同じく81ページの表現の問題で、「町会・自治会活動への支援をします」となっていますが、支援をするという意味合いだけでいく

と、町会に任せて比較的側面的な形ということになります。所管が協働推進課で、別に名称にこだわるわけではないのですが、協働を推進していくという趣旨からすれば、支援ではなく、協働して進めていくとか、そういう意思を表現したほうがいいのではないのでしょうか。このままでいくと側面的に見える気がします。

内村委員

賛成です。というのは、前のページに「主体性を尊重」と書いてあります。これはお任せしますということです。あくまで、主体的にやっていただきたい、こちらは支援しますということになっています。これを、もっと積極的に指導があって、こういう形で立ち上げることに積極的に関わって支援しますという形に変えていただきたいと思います。

事務局

市としては、基本的には側面という言い方は一部あるかと思いますが。ただ、環境整備の部分での支援をすることが大事です。協働という部分については、この記述では読み取れないかもしれません。ただ、実質的には自治会の活動については、自主活動に伴うものが多く、防災の関係もあります。これも基本的には自主的な活動の、その自主性をベースとして、自治会ということがありますので、逆に、従来のように行政の下請けみたいなイメージを持ってしまうと、協働のまちづくりからすると厳しいのかなと思っています。ご意見については、検討させていただきます。

事務局

それぞれが主体であるというような、いわゆる町会・自治会も主体的にという、協働というところで支援しますという表現は確かにそういう表現のほうがいいのかもかもしれません。ただ、お互いが主体であるという中で、市は市としての役割というのは、そこには当然あるだろうというのがあります。

内村委員

例えば自主防災組織というのは、こういうエリアで考えてくれとか、市長は確か10くらいのエリアを言っておられました。少なくともこのエリアで自治会を1つというような、それからここにマンションができたから、是非このエリアで考えていただきたいというようにしていただきたい。

私は327世帯のマンションに住んでいます。4年前からマンションの中で全員加入の自治会を立ち上げようということで延々とやっています。自治会を必要としている者は、即、自治会に入ってもいいのではないかという思いがあります。私も最初は全員加入の自治会がいいと思っていました。しかし、よく考えてみると、自治会はそういうものではなく、本当に自治会を必要とする者が集まって、

そういう組織を立ち上げるべきです。しかし、自治会を本当に必要としている者を4年間放置していいのかという問題、これはやはり市がもう少し入って指導してもらいたいと思います。

自治会を知らない者が自治会をつくらうとしています。これほとんどもないことです。自治会を勉強して、管理組合の外に発起人会をつくって、自治会準備会をつくってやるのが本筋です。管理組合がどういうふうに側面からサポートできるか、それしかできないわけです。

それを全面的に、例えば自治会準備委員会というものを管理組合の中につくって、自治会検討委員会、自治会設立委員会、今は自治会運営委員会です。お話にならない。こういう実態があります。おそらく近くのマンションでもそういうことがあるのではないかと思います。例えば、ここの自治会に入りたいという住民が10名いたとします。ところが管理組合から待たがかりました。そういう問題は深刻です。

事務局

それについても、タウンミーティングの中でも管理組合の方が来られて、自治会の関係の方にお話をしました。それについては、市長のほうも、その会議で必要があれば説明するように対応させていただきます。それも、あくまでも管理組合なり、そのマンションの方が議論をする中に入って行って、そこの部分で手助けをする話で、基本的にその組織をつくること自体は、そのマンションなり管理組合と調整を図っていただきたい。それを妨げる訳ではないのですが、それについてのものについてはやらせていただいています。

内村委員

議論ができる場であればいいが、それができない状態になっています。管理組合がすさまじい権限を持つようになって、どこでも、マンションはそういう事情を抱えているのではないのでしょうか。

会長

こういう記述は二面性があるので、「サポートします」という言い方ではリーダーシップが足りないと言われ、リーダーシップを発揮したような内容にすると、自治権の侵害だという方も現れるでしょうし、その辺もあって、非常に微妙であると思います。協働という、両方の主体でやるという記載があればいいと思います。

小熊委員

「市民の取り組み（市民にできること、役割、お願い、期待すること）」という書き方に、やはり少し違和感があります。協働で進めるのであれば、文章の中や事業の中に、「市民とともにこうしていく」というような書き方にしたほうがいいと思います。

先ほど、市長が最重要課題として防災に強いまちづくりと言われ

ていました。主管課が協働推進課で、関連課が空欄ですが、自治会が関係してくるのであれば、防災の関係課と協力しながら、自治会の加入と同時に、防災に強い地域をつくるという形で取り組まれたほうが、効率的ではないかと思いました。

もう1点、目標設定の考え方について、全体を通してもう少し具体的に分かりやすい書き方をしていただけるといいと思います。分かる部分もありますが、これだけでは分かりにくいという部分もありましたので、もう少し変えていただくといいと思います。

久慈委員

私も小熊委員と同じ意見ですが、簡単にと言われるが、これはこれで必要ではないかという部分もたくさんあるので、市民に願うことという記述については、それだけを取り出して簡単に作ったほうがいいと思います。ここに付け足すことに疑問を感じます。

事務局

取り出し方という議論は、審議会の中でご意見をいただいて、検討したいと思います。

会長

それでは、次の政策10の「安全に暮らせるまち（安全・安心）」というところで、86ページから99ページまでに移りたいと思います。政策10について意見はありませんか。

西村（幸）委員

86ページですが、「安全に暮らせるまち（安全・安心）」とありますが、「安全・安心に暮らせるまち」にしてはどうですか。

内村委員

賛成です。

西村（正）委員

ただ、何か意図があるのですよね。意図があるのであれば話していただけるといいと思います。

事務局

意図ということはないと思います。ご意見としていただきます。

内村委員

防犯パトロールというのを大きなエリアでやっています。例えば大井本町町会というのがあって、そこではかなり大きなエリアでやっています。近くの東原小学校に全員集まるということになってしまして、大井本町町会というのは、かなり広いエリアをパトロールしています。小さな町会・自治会ということになってくると、その町会の小さなエリアだけをパトロールするということが、現に行われています。ですから、先ほども言いましたが、自治会というものも自主防災組織と同じように大きなエリアで立ち上げるというような方向で検討してもらうことはできないものなのかと思います。

事務局

町会・自治会という名称ですが、旧上福岡と旧大井で名称が違います。旧大井では、町会という中に自治会があります。旧上福岡は自治会という単位が広い範囲であって、その中に班があります。ただ、全体的には町会とか自治会という大きい単位で活動していると

というのが実態であると思います。

内村委員 目標値が 100%です。そうすると、大体、自治会の役員さんが防犯ということでパトロールします。それは自治会活動と深く関わってくるので、その辺を考えていただきたいと思います。小さなエリアだけをぐるぐる回っても、あまり効果はありません。できるだけ広くエリアを取って活動してもらった方がいいと思います。

事務局 今のご提案のところは自治会単位ですが、場合によっては3自治会の中で、エリア的な大きさを取って交代でやるという手法の話だと思うので、それについてのご意見ということでお伺いします。

久慈委員 91 ページの火災発生件数の目標値 11 件や、93 ページの街頭犯罪件数の目標値 517 件というのは、少し半端に感じる数字になっていますが、パーセンテージから出しているのですか。

事務局 そうです。消防団のところは実数値がありますので、それについての目標値ということです。具体的な数が明記されていて、不足人数が明確にわかるものは、具体的な数字にさせてもらって、犯罪件数についてはパーセンテージで計算させてもらっています。

小熊委員 もし、パーセンテージを基本にして出されたのであれば、そのような記述があると分かりやすいと思います。

また、97 ページの「主な目標」で「DV総合相談窓口としてコーディネートした件数」は、目標値のほうが増えています。これは今まで表に出てこなかったものが相談件数として出てきたという考え方がありますが、DVに対する支援を強化した場合は、かえって減るのではないかと思います。数字のとらえ方とか考え方であると思いますが、どうなのでしょう。

事務局 今のパーセンテージの話は、特に相談事業については大変難しいところがあります。逆にそういうものについて、未然に防げる相談の部分もありますので、部会の中でも議論しましたが、減るという数字の目標設定はなかなか難しいとすれば、現在増加傾向にあるので、それに対処していくということです。

件数が多ければいいということではありませんが、窓口を充実することによって、結果的には被害の抑制という形で救って、件数が上がってくるというところになります。場合によっては別の指標というやり方もあるとは思いますが、現状、市が把握できる指標という分で、相談件数という部分での記述にせざるを得ないと思います。

件数について減らすというのは、結果的にはそうなるとは思いますが、現状として相談業務という側面を見ると、それについて増え

- ている状況に対して、しっかりした対応をするという意味合いでの数字というふうに理解していただきたいと思います。
- 会長 これは予算の根拠になるので、ここで件数を減らしてしまうと予算が少なくなってしまうと手薄になるということもあります。
- 事務局 今やっている件数のコマ数を増やすということは、実質的には相談件数が増えるという前提になっています。
- 西村（正）委員 今の件に関連して、ここは受け入れ体制を強化するように目標の考え方に書いてあります。指標名は「コーディネートした件数」と書いてあって、実績だけを見るようですが、体制であれば、表現の問題かもしれませんが、「コーディネートできる件数」とか、そういう表現、受け入れ体制を強化したというふうに表したほうが、考え方と指標名が合致するのではないかと思います。
- 会長 その辺は少し工夫をしていただくようお願いいたします。ほかにかがでしょうか。
- 茂垣委員
事務局 94 ページにある「ゾーン 30」という語句はどういう意味ですか。「ゾーン 30」というのは、基本的には一定エリアを、スピード規制を 30 に落として、そのエリア通りで、交通安全対策としてやっていくというものです。1つの道路に交通規制するのはなかなか難しいので、全体としてゾーンエリアということで 30 の道路をつくってやるという手法が出てきておりますので、その記述というふうに理解していただきたいと思います。
- 茂垣委員
事務局 線ではなく面ということですか。そうです。
- 西村（幸）委員 同じく 94 ページですが、高齢者の交通安全対策の視点も入れてもらったらと感じます。
- 会長 どうしても判断するスピードが遅くなっているので、大丈夫だと思って横断していたら車が来ってしまうというのが多いですね。
- 内村委員 だんだん年を取ってきて感じるがあります。それは、道路が危険ということです。転んだら、骨折して即、車いすになる可能性があります。道路がどうにかできないものかと、いつも散歩をしていて思います。歩道の段差が危険です。
- 会長 私も仕事柄、バリアフリーとかユニバーサルデザインに関わってくるのですが、アメリカのポートランドを視察したことがあります。そこは歩道と車道の境目が全くありませんでした。スロープ状になっていました。
- 内村委員 私は、ある田舎にいったときにそういうまちを見たものですから、

やっているのではと思ったわけです。

会長 これは大きな取り組みになりますね。

事務局 それについては、施策の項目が違うのですが、132 ページの施策 43、「安全に機能する道路交通体系の充実を図ります」というところでバリアフリーの話がありますので、ハード面については、その記述のほうで対応させていただきます。

粕谷委員 91 ページで、消防団員数の目標値が 29 年度で 135 名ですが、現在 108 名で、これは定員を増やすのですか。それとも欠員を補充するということですか。

事務局 基本的には定員確保です。現状、不足していますので、少なくとも定員を確保するという数字ということですよ。

会長 なかなか、最近はなり手がありませんね。

粕谷委員 女性団員も増えているのですか。

事務局 女性もですが、地域によっては、大学の力を借りています。

会長 ほかにいかがでしょう。

西村（幸）委員 98 ページですが、「消費者の被害防止と救済を支援します」という中で、そういう相談にいられて、こういう点が救済できましたよということで、件数や金額を追加してもらいたいと思います。

会長 交渉解決件数ですね。

西村（幸）委員 そういうものとドッキングして、金額的なものを載せてはどうでしょうか。

事務局 救済金額などは押さえていますので、そういうのは載せたいと思います。

会長 交渉解決件数というのは、何件中の 501 件ですか。つまり、どの程度解決するのかということですよ。

小熊委員 パーセンテージを載せると分かりやすいですね。

会長 高齢化と共に、だまされる被害は増えてくるのでしょうか。

 それでは、この辺についてはよろしいでしょうか。それでは次にいきたいと思います。大綱Ⅳの政策 11、「次世代の環境を意識したまち（環境）」について何かありませんか。

西村（正）委員 102～103 ページの施策 31 について申し上げたいのですが、「施策の展開」のところに 5 点書いてあります。1 点目、2 点目に推進する体制を構築して、その人材を育成しますとありますが、それを右のほうの「主な事務事業」の中で見ると、具体化されているものが見当たりません。多分、一番上の環境基本計画の進行管理の中に含まれているという考え方もあるのですが、これは計画全般の進行の

部分を指しているのです、施策の展開の中で、協働で推進する体制とか、これに併せて人材育成をするという点については、事務課題として付け加えてはどうかと思います。

特に環境問題というのは、行政だけが旗を振っても、市民がかかわってやらなければ、市全体としては進まないというところがありますので、そういう意味では、体制と人材育成については抜き出して検討されたほうが良いと思いました。

部会長

西村委員が環境のほうの委員もされているということで、非常にその辺りも踏まえたご意見ということで認識しています。今、西村委員が言われた通り、環境基本計画の行動計画の後期計画を現在策定中です。環境審議会の中でその辺の議論をしていただいているところです。環境基本計画があつて、その上に総合振興計画があるわけですので、その辺り、しっかりもう少し分かるような書き込みということで捉えさせていただいて、もう少し工夫してみたいと思っていますが、詳細については、環境基本計画のほうでということでご理解いただきたいと思います。

西村（正）委員

もう1つ追加ですが、文言の問題です。108 ページでは「協働事業の支援」という表現になっていますが、これも「支援」というと側面的な形なので、「協働事業の推進」にさせていただくほうが、趣旨が伝わるのではないかなと思いました。

部会長

もっともなご意見であると思いますので、環境基本計画の中で、これも審議会の中で議論していただきましたが、今回、総合振興計画の中で協働という部分に踏み込んできて、組織の中でも協働推進課が市の中にできました。それに先だった形で、5年前にできた環境基本計画の中で、協働という部分を先んじて表記させていただきました。そういうこともありますので、協働的などころでの表記に改めていきたいと思っています。

茂垣委員

何点かあります。102 ページの環境施策を推進し、地域環境に配慮した取り組みを進めますという中で、今、大きな問題となっている原発のことで、遠く離れてはいますが、風評被害とか将来の子どもたちの不安解消という観点から、放射能対策の記述を入れたほうが良いのではないかと思います。

それから、108 ページの中段辺りで、資源循環型ということですが、「市街化調整区域については合併処理浄化槽」という記述があります。見直しがあるということですが、138 ページの施策 46、「快適で衛生的な生活環境のための公共下水道の整備」で、浸水対策が必

要という記述があるので、こちらのほうが分かりやすいのではないかと思います。

もう1点、109ページの「主な事務事業」ということで、旧大井清掃センター廃止の事業が項目の中にあるのですが、廃止であるから、事務事業としては必要ないのではないかと思います。

それから、入間東部地区衛生組合負担金（し尿処理分）が施策の中に入っていますが、これは項目として適切なかどうか、検討していただきたいと思います。

部会長

4点ありますので、順番に回答します。まず、環境課の立場として現在お話しできる内容についてお答えします。微妙なところがあるのは放射能のことです。放射能のところは、要するに原発由来ということで、放射性物質のセシウムが飛来してきたというような状況があります。それを捉えて、市のほうでは、安心を得るために、いち早く簡易の測定器等を購入して、状況がどうだということをつまえて、市民の皆様方に広報やホームページで公表しました。去年の段階では数値が高いところが若干出てきました。去年の夏は、それをどうしたらいいのかという明確な対応策がありませんでした。取りあえず低減するにはどうしたらいいかということで、低減の実験をするとか、いろいろな取り組みをしてきました。

期間が経過し、全体で測定しても、通常の状態でも高い数値はこの近辺では出ておりません。ただ、どうしても高い場所が決まっています。そういうところも分かってきました。例えば、雨水が流れ込んでくる汚水弁など、どうしても高いところが残っているという状況はありますが、その辺りのところは別として、一般的な環境の部分ではなくなってきたというところはあります。

お考えになっていらっしゃるところは分からないでもないのですが、ここに原発についての書き込みということで考えますと、事務処理という部分については、市町村の取り組みとしては明確にはありません。あくまでも市民の方の安心・安全のために、200カ所を超える全ての公共施設で定期的な測定をして、それを市民に周知していますが、社会環境の分野とは少し違うと思います。

合併浄化槽の記述がありました。合併浄化槽というのは、現在、ふじみ野市については、全ての区域が公共下水道の計画区域というところで規定しています。旧大井地区の狭山の一部で帯状になっているところがあるのですが、そこだけが入っていないところで、あとは全て公共下水道の計画区域に入っています。ただ、計画区域に

入っている、市街化調整区域等で住宅がかたまっていないところでは、公共下水道として処理するということになる、本管を伸ばしていかなければいけないということで、非常に大きな経費がかかるということがありました。

計画区域の終期は平成 55 年です。公共下水道区域を 55 年までに全てやりますという計画だったのですが、実は公共下水道とは違う分野の、埼玉県の水環境のほうで、平成 37 年までに生活排水の処理を 100%行うという方針が出されました。平成 55 年までの下水道の計画区域では 37 年に間に合いません。しかし、公共下水道の計画を作る段階においては、各地区の市民の皆様に、55 年度までには下水道の計画区域にして、全て下水道を引いていきますという説明をしていますので、まずその計画の変更をしていただかなければいけないというところがあります。

単独浄化槽というのはトイレの浄化だけです。合併浄化槽というのは、お勝手の水も処理をします。合併浄化槽にしないと、生活排水の 100%処理はできないということですから、単独浄化槽をお使いになっている世帯についても、平成 37 年度までには合併浄化槽に切り替えていただかなければいけない。なおかつ、公共下水道の流入決定区域になっているお宅でも、事情によってまだ公共下水に接続していただけていないお宅もあります。そういうところについては、できるだけ速やかに接続していただくというところがあります。

その辺りのことがありまして、合併浄化槽の書き込みについては、奥歯に物が挟まったような書き方になっていますが、一応そういう事情があるというところです。

3 点目の大井センター廃止のことですが、大井センターの焼却については廃止しました。昭和 48 年から焼却作業を行っていましたが、焼却が終わりまして、9,970 平米の敷地内の土壌汚染調査をやらなければいけません。土壌汚染対策法という法律に基づいて、その調査を現在行っている最中です。それにも非常に経費がかかりまして、その法律に基づいた処理を行うための事業として、大井センター廃止事業ということで位置付けをしておりまして、全て建物もなくなったところで、この事業名は確かになくなるのですが、現在はそういうことで継続しているということです。

最後に、入間東部地区衛生組合の件ですが、ここの処理というのが、公共下水道というのが流域下水道といいまして、全て和光市の新河岸川の処理場について処理しているのですが、それ以外のくみ

取りトイレ、もしくは浄化槽の汚泥については、富士見市とふじみ野市と三芳町で構成する衛生組合の環境衛生センターにおいて処理しているという状況です。

ただ、当然これも造ってから年数が経過していますので、その当時は非常に大きな処理施設を造ったのですが、それが段々、公共下水が普及して、処理するものも少なくなってきた、施設自体も老朽化してきたというところですので、施設自体のメンテも随分掛かってくるというところもあります。従って、この部分は記入についてはそういうことですので、そういった分担金の支払いがあるというところで記入させていただきました。以上です。

事務局

今、ご指摘いただいたこともありますので、部会のほうでまた持ち帰って検討させていただければと思います。

会長

先ほど、放射能対策はここではないというお話でしたが、逆に言うと、施策10の安全・安心のほうに入ってくるのでしょうか。

部会長

施策10のところでも、放射能対策については取り上げておりません。総合計画の中では計画はしていなかったという状況です。

会長

今後、もし扱っていただくとすれば、場所的には施策10ですか。

部会長

ご意見を踏まえまして検討させていただきたいと思います。

内村委員

2点あります。101 ページに書いてあることは非常に重要だと思います。子育てという観点からも環境問題は大事だと思うのですが、市民に対して、循環型社会システムでいくのだと、循環型社会というのはこういうものですよと、リサイクル社会にいかざるを得ないということをもっと分かりやすく説明する必要があるのではないのでしょうか。

そのことと、ごみを適正に処理するということ。実は、マンションで資源物の持ち去り禁止、これをやっているわけです。循環型社会をつくるという点で、われわれは市に協力しているということを見せさせるためにも、こういうものをもっと頻繁に新聞紙に貼って、業者にやるのではなくて、市に協力しましょうという、そういう体制ができないものかと思います。

いったん、ごみ置き場に置かれたものは市のものだというのは当然のことなので、そこから持ち出すというのは、盗むという行為であるということをもっとはっきり言うべきではないでしょうか。そういうふうに協力していただくことによって、ふじみ野市が循環型社会に移行していくのですよと、それはこういう社会ですよということをもっと強くアピールすべきではないかと思います。

ですから、目指すべきまちの姿というのは、何か羅列しているけれども、もう少し市民が循環型社会システムというものをよく理解して、その構築に向けて積極的に参加し、協働するというような、何かもっとパンチのある表現を考えていただきたい。

それから、104 ページに「自然環境の保全・再生」と書いてありますが、再生ができていません。コンクリートで敷き詰めてしまって、わき水も出てこないというような状況になって、せっかくの自然環境を壊している面があります。それを猛反省していただいて、再生、復元をもう少し強調していただかないと、子どもが伸び伸びと育つような環境ということにはなっていないと思います。子どもは、そこがどんな場所であっても、そこがふるさとになるわけですから、どういう手当をしたらふるさとの以前の景観を取り戻すことができるのか、その辺はいかがですか。

部会長

実は、総合振興計画に盛られているように、一般廃棄物処理計画というのがありまして、この中では3Rというところで、これを大々的に書いています。また、盗むということでしたが、まさにそのことについても、朝6時半から8時半までということで、職員が時差出勤して、各集積所を回って、そういう行為の発見、警察との連携を取りながら防止に努めています。

そのほかの取り組みとして、実は3R、循環型社会ということで、いろんな取り組みを受けて、清掃センターの見学会というのも1ヶ月に1回行っています。昨日は小さいお子さんとお母さんを対象にしたエコクッキングということで、捨てるものを少なくしましょう、食器の汚れをこうすれば少なくできます、というふうな調理を含めて、楽しいことを入れながらの取り組みというところでもやらせていただいています。これからも一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

内村委員

おっしゃる通りです。指摘されましたように、エコ社会、つまり、ライフスタイルが変わってくるのだということをしっかり教育していただきたいと思います。

久慈委員

それを、市民にできること、お願いすることを書いてはあります。もっとはっきり、それは市の資源になるということをアピールした文言にお願いしたいと思います。

内村委員

これでは分かりません。なぜごみの再利用が必要なのか、リサイクル社会はこういうもので、われわれの生活もこのように変わるといところを一步踏み込んで書いていただくと市民は分かりやすい

と思います。

久慈委員

「ごみの分別を徹底しましょう」という言葉ではない言葉、資源であるという意識の中、などと書いてみてもいいと思います。

会長

やはり、環境を保全する、再生するということについては、今まで便利さを追求した結果、自然破壊が起こったので、それを取り戻すということになると、ある程度、市民の生活に不便さが出てきたり、努力が要求されたりするということです。ですから、その辺も私たちが自覚を持たないと、なかなか取り組みとしては成功しないと思います。

今までご指摘いただいたように、これはかなりアピールしていかないと、なかなか取り組みが難しい。われわれも自分たちの生活を律していかないと、なかなか元に戻せない。それをやっても取り戻さないと次世代には引き継げないということです。

事務局

「市民の取り組み」のところは、なぜそれが必要なのかという部分を少し入れる方向で検討したいと思います。

内村委員

108 ページの文章を読みましたが、何か分かりにくいと思います。「単独処理浄化槽では……」という辺りから、例えば、「現在、建築基準法により設置が認められていない」というのを、「設置数が増加する見込みはないが」の次辺りに入れたらどうでしょうか。

あるいは、第3段落の「促進するためには、」の読点や、「等など」の重複、「必要で有り」の「有り」はひらがなでいいと思います。

最後の段落は、もっと簡潔にするために、「ごみ処理広域化計画に基づき」の部分を「新たに」の前に持っていく。最後の2行は、「平成27年度までに、広域ごみ処理施設の整備を行い」としてはどうでしょうか。検討していただければと思います。

小熊委員

字句に関してはこれからですよ。ですます調とである調の混在など幾つかあります。

会長

それでは政策12、「活力があり働きやすいまち」に移ります。111～119 ページについて、ご意見があればどうぞ。

内村委員

句読点や、「てにをは」の間違が多いです。もう一度点検をお願いします。

会長

それはまた改めてやるとして、内容としてはいかがでしょうか。

内村委員

114 ページの市民農園ですが、「農地提供農家と協議し増設していく必要があります。ただし、需要と供給のバランスがとれる農地を探し、供給過多にならないようにすることが課題です」となっています。増設していく必要があると言いながら、供給過多にならない

- 会長
事務局
- ようにというのはおかしい。そういうところが目につきます。
私も読んでいて感じるのですが、結局、いろいろなご意見の方がいらっしゃるので、1つのことだけ書くと反対の側面について必ず指摘があるという懸念から、こういう書き方が多くなっている気がします。
- 内村委員
- 読んでいて、だんだん面白くなってきました。申し訳ないが、率直な感想です。
- 会長
小熊委員
- いろいろな市民の方のニーズに応えるのは難しいでしょう。
112 ページから 113 ページにかけて、市のブランド品を創出することが繰り返し書かれていますが、もう少し具体的に、どういう組織で行うか等を書いていただいたほうがいいと思いました。
- 事務局
会長
事務局
- 具体的な取り組みをやっていきますので、追加していきます。
「B級グルメ」は何ですか。
商店街と大学生に協力していただいて、商店街の空き店舗の関係とかと一緒にやるもので、確かにB級グルメの話もあります。過去にもやったことはあります。今回はグルメを含めてやります。商店街や商業者と合わせて議論する話ですが、広げていくような母体をつくっていかないといけないと思っています。
- 久慈委員
事務局
- 「チャレンジショップ」とは何ですか。
空き店舗利用で、今、一部では新しく事業を展開している方に、空き店舗を一定期間お貸しして営業をやってもらいます。あと、文京の学生さんと、被災地支援ということで、被災地の農産物を定期的にそこで販売しているとか、要は、1つは空き店舗対策として、商店街としてはシャッター通りみたいになっているところもあるので、商業者の活性化をうまくコーディネートできれば、新しく事業を始めたい人が定期的にやってきて、そこで展開させていくということです。
- 久慈委員
事務局
- それでは4店舗では目標が低いのではないですか。
そこが難しいところで、店舗を貸す方のご理解を得なければならぬので、商店街としても積極的にやっていただきたいと思います。
- 会長
- ほかになれば次に移ります。大綱VI「個性が輝く融和したまちづくり」の政策 13、「魅力と暮らしやすさがあふれるまち（都市空間）」ということで、121～125 ページまでいかがでしょうか。
- 茂垣委員
- 記述の問題ではなく、市の考えをお聞きしたいのですが、「ビバホーム」の前に新しい住宅が 100 戸くらいできて、またその前にスーパーができています。消費者にとってはいいのかもしれませんが、

部会長

土地利用としての考え方はそれでいいのかということと、もう1つ、その横に旧電電の跡地がありますが、その利用についての市としての考え方がどうなっているのかをお聞きしたい。

旧大井地区の西側がかなり大きく変化しています。都市計画の基本となるのが都市計画図で、色が付いていまして、大きくピンク系のところは駅周辺の近隣商業地域、それから青に近い緑のところは低層の住居、黄色はその中間です。この中で一番特徴的なのは、工業系地域が旧大井地区では東燃グラウンドです。

近年、工場や研究所が撤退するという状況が起きてきましたが、用途地域や都市計画というのは最低でも20年の単位で考えていきますので、工場がなくなって住宅になったらすぐに住居系地域に色を変えるというわけにはいきません。かといって、いったん住宅がたくさんできたところに、また工場ができるかということ、おそらくそれはないと思います。

そうなってくると、今後の市全体の都市計画の見直しの中でどうしていくのかという検討が必要になります。すぐにスポット的というわけにはいきません。長い年月と広いエリアを見ながら検討していくことになると思います。

その中で、東燃グラウンド跡地は工業系地域ですので、極端に言いますと、東燃グラウンドがなくなったあとに工場が進出してくるということでも、用途地域にはぴったり合っているということになります。一方、旧電電官舎跡、東側のところは住居系地域になりますので、そのあとは共同住宅でも一戸建て住宅でも用途地域上は大丈夫です。西側の調整区域は、基本的には建て替えはできませんが、もともと建っていたので建てられます。ただ、大きな敷地に建っていたので、その敷地を細切れにすることはできません。そういうことで、同じような大きな敷地で使うマンションしか建てられないということで、現在のマンションが建ったということです。

法的にはそのような位置付けになっており、市としては、いずれ用途地域も見直しの対象になってくると考えています。それと同じようなことが、化研を中心とした工場がある辺りも、状況が変化していった場合には、それを踏まえて長いスパンの中で都市計画を見直していくことも必要になっていくであろうと考えています。ただ、都市計画は長い年月と広い面積で考えていきますので、すぐに変えていくという性質のものではなく、現状では法的に合うもの

が建っているということになります。市としての考え方の説明にはなっていないかもしれませんが、現状としてはそういうことです。

内村委員

「美しい景観を有する個性あるまちづくり」を目指し、「自然環境を生かしながら、市街地や農地と共生するまちづくりを基本」にするとうたっているのに、122 ページの「景観では、地区計画の活用により、良好な街並みや景観形成が、おおむね図られています」と、これで満足してもらっては困ります。図られていないというふうに現状認識していただいて、そこからつくっていく、皆さん協力してください、協働でいくと呼びかけていけないといけない。そうしないと再生というところまでいかない。

西村（幸）委員

ここの表現は、団地の建替えを行ったことを指しているのではないかと思います。そうすると、この言葉は納得できますが、それ以外の地域に目を向けると、違うように感じるのではないのでしょうか。

会長

ふじみ野市内にいろいろな地域があります。それを全部含めて一言で言うのはなかなか難しいと思います。

事務局

ご意見を踏まえて検討します。

会長

ほかにはいかがでしょうか。

小熊委員

もう少し美しい景観というものを意識したまちづくりということ进行全面に押し出していただけるとうれしいと思います。看板の氾濫とか、本当に見苦しい部分を条例で規制するようなことはできないのでしょうか。

部会長

看板については埼玉県屋外広告物条例が制定されています。ただ、その条例もそんなに厳しくないで、それを普通に守っていけば景観的にすごくよくなるかという、必要最低レベルの、これは守ってくださいという条例かなとは思いますが。

会長

ふじみ野市独自に条例をつくって、規制することも可能なのですか。

部会長

不可能ではないですが、かなり難しいです。県の条例との絡み、それから国のもろもろの法律等がありますので、バランスがある程度とれていないといけません。バランスがとれないということになると、私たちだけで許認可ということはありません。

小熊委員

例えば、川越市の蔵造りの通りは、コンビニなども街並みに合わせて目立たないようにしています。住んでいる人や商業者の協力とか意識の向上とか、すごくいろんな問題はあると思いますが、こういうまちにしたいという夢とか目標みたいなものがもっと大きく掲げられていると、いろんなところでそれに向かって努力できると思

います。仕方ないのかもしれないのですが、総花的で、どこの基本計画も同じようであまり面白くないという感じがしてしまいます。今更、こういうことを申し上げても難しいと思いますが、このことも踏まえて、そういう意識で計画をつくられてはどうかと思います。

内村委員

賛成です。歴史や伝統や文化が香り豊かにというような、そういうまちでなければ自信も何も無い。ですから、このまちはこれでいくのだというものを全面的に打ち出さないと、何も動かないのではないかと思います。

128 ページに「現状を維持します」とありますが、現状を維持するばかりではなく、「緑地再生に努めます」など書いてください。再生ということをもう少し強調できないかと思います。

会長

政策の13についてはよろしいですか。では政策14についてご意見がありましたらどうぞ。

粕谷委員

126 ページの中ほどに「オンデマンド交通方式」とありますが、どういうことでしょうか。

事務局

「オンデマンド交通方式」というのは、1つの組織体をつくって、そこに連絡することによって、目的地が自由で、要求に応じてコースを決めながらマイクロバス等で回るというやり方です。このやり方というのは、民間の力を借りて、病院とスーパー等の事業者で登録をした中でバスを運行するというものです。

粕谷委員

134 ページ、「現状と課題」にバスについての記述はありますが、「施策の展開」のところで、「東武東上線」や「上福岡駅」という記述があるので、「現状と課題」の部分に鉄道の件についても書いたほうが良いと思います。前期基本計画には鉄道の記述があります。

それと、「施策の目標」で「高齢者や障がい者に対し、特別乗車証を発行する」とありますが、市民サービス全体を考慮して見直す必要があるのではないかと思います。高齢者だからということで全ての人に発行しなくてもいいのではないかと思います。

事務局

鉄道については転落事故の関係もあって、地下鉄にあるような壁を造るというのがあります。前期の基本計画の中では、駅のバリアフリー化ということで、エスカレーター、エレベーターの記述がありましたが、これは終了しました。鉄道の安全についてはこれからも必要であると考えていますので、これについては載せさせていただきます。

久慈委員

チャート表にも書いてあったのですが、公園などの街路樹を剪定するお金は100%使い切っていると書いてありますが、景観を保つ、

これ以上よくするというお金を使い切った上で考えないといけ
ないとなると、市がリーダーシップを取ってやらないといけませ
ん。例えば、「水を大切にしましょう」と言われてもなかなか分かり
にくいけれども、「何月何日に下水道を一気に掃除しましょう」と号
令をかけていただいたり、通学路の草むしりを呼びかけたり、お金
がない現状として、景観を保つという全体的なことを考えると、そ
ういうことをもっと市に声を上げていただきたいし、書いていただ
きたいと思います。

内村委員 雑草が生えていても抜かない住民をどこかで啓発・啓蒙していかな
ければならない。市が市民を教育してください。例えば「草むし
り祭」みたいなものを計画してもらって、「どぶ掃除祭」をやってく
ださい。それくらいの号令をかけることくらいできるでしょう。そ
うすると自治会が動いて、組織だったものができるかもしれない。

粕谷委員 駒林地区のさぎの森小学校や花の木中学校では自治会とPTAと
学校と子どもたちで、年に何回か校庭の草むしりをしたりしている
ので、各地区の自治会で、そういう意識を持っている方が中心にな
ってやっていただければ、市役所でなくても自分たちでいくらでも
できるのではないのでしょうか。

内村委員 協働推進課で推進してもらわないといけない。

会長 私はアメリカに住んでいたことがあります。そのときに息子が
通っていた小学校では、「クリーンアップデー」という親子で作業す
る日がありました。アメリカではどうしてたくさん人が集まるのか
かと思っていたら、終わったらマフィンとかドーナツやコーヒーが必
ず出るので、それが楽しみで汗水流して働いて、その後に甘い物と
コーヒーでみんな笑顔になる、そういうお祭り風なことで、しかも
学校を巻き込んで、子どもに対しても、これから自分のまちを大切
にするためには綺麗にしなければいけないということを学ばせつ
つ、そこから親が学ぶというようなやり方で、そのための費用を市
が援助していくという仕組みになるといいのかなと思います。もし、
うまくやっているところがあるのなら、それをもっとほかのところ
にも宣伝していただきたい。

小熊委員 草むしり祭のようなものを、市民から、こういうことをやっては
どうかというのを市に提言して、市民ではこれができるから、市に
これをしてほしいというような対等の関係で仕事をするのが協働
だと思います。だから、全て市に号令をかけてくださいとか、お願
いしますではなく、自分たちで気付いたことはどんどん関係のとこ

ろに話を持って行って、自分たちの仲間も増やすし、市にも協力してもらおうという形で、お互いに対等な関係で仕事をしていけるのが望まれていると思います。

内村委員 そうなのですが、動かない。ですからいろいろな事例をアピールしていかないといけません。

会長 市の広報に載せていただく。

内村委員 自治会、自主防災組織、民生委員の活動や社協の支部活動、PTA、学校、応援団、NPOなどのいろんな会合があって、そこで動きが出てくるという、そういうまちにしないことにはどうにもならないと思います。

小熊委員 市からも一緒にこういうことをしましょうという提言をしていただけるといいのかなと思います。

内村委員 現状に満足しているのはよくないのではないのでしょうか。

会長 その辺は市のほうで検討していただくことにします。

粕谷委員 136 ページ、「水道料金の見直しを目指します」とありますが、なぜ見直しが必要なのか分かるように、水道の経営状況なども記述したほうがいいと思います。

もう1点は、138 ページ、「公共下水道の整備や浸水対策を進めます」とありますが、浸水対策ということになると、防災の絡みが出てくるのではないかという気がします。どちらかという、施策25の防災のところに該当するのではないのでしょうか。

もう1点、先ほどの高齢者や障がい者に対する特別乗車証の件について、事務局の意見を聞けなかったのでそこをお願いします。

事務局 高齢者の負担の考え方というのは、全体の施策として大綱Ⅱの福祉のところのボリュームの関係もありますので、見直しが必要かなと思います。全体の高齢者に対するサービスを勘案しながら、バスの運行の状況も含めて、見直していくことが必要であると思います。

茂垣委員 132 ページの「施策の展開」で、踏切の解消について記述がありませんが、これは挙がっていないのですか。

事務局 道路体系の問題として、前期の大きな課題として東上線と県道の踏切のことがありました。現状としては、最低限の両サイドの歩道の整備をしたことと、鉄道を越える事業費は非常に多額になり、関係地権者との問題もありますので、前期の結果としてはそういう事業について見直しをかけたということで、今回の道路交通体系についての部分には、現状の部分についても記述しておりません。ただ、改善策としては、少なくとも危険な踏切であったことについて、県

の協力を得て、両サイドを整備しました。

もう1点、上福岡駅のエレベーター、エスカレーターの設定に伴って、歩行者の安全確保という点では、一部そこの提言もありましたので、道路の大きな事業に対するものとしては後期では記述しておりません。そういう議論を検討部会でさせていただきました。

会長
事務局

踏切解消の費用を鉄道会社は負担しないのですか。

基本的には負担しません。東武線でも伊勢崎線は連続立体交差で、鉄道を全部高架にしていますが、これは県と国の事業です。東上線についてはその計画がありませんので、基本的には県道の事業と市の事業でどのようにやっていくかということになります。やり方としては、朝霞駅のように馬てい形に鉄道を横断するようにすると、非常に大きな事業になってくるので、それについては難しいということで載せておりません。

会長

ほぼ時間がなくなりましたが、今日、発言をされていない方から一言ずつお願いします。

金子委員

前半の人権とか、ごみのことや危機管理、幼い頃からごみを捨てましょうとか、いじめはよくないとか、差別をしないなどの教育をしっかりと啓蒙していくことが大事だと思いましたが、1つ1つのやり方自体は詳しいことが分からないので尋ねませんでした。

郷委員

公園の件ですが、129 ページに「公園で遊ぶ子どもたちを見守りましょう」とあります。これは前の部分の子育ての支援とも関わりますが、上野台団地の交番の裏に立派な公園ができていますが、幼児が安心して遊べるエリアがないという声をよく聞きます。公園内で自転車を乗り回していたり、ボール遊びをしていたりして、小さい子どもが安心して遊べるエリアがない。公園づくりのところで、計画に入れていただきたい。

会長

これを読むと緑地のことですね。

鈴木委員

テレビなどでよく見るのですが、中央公園はすごく綺麗になりましたが、ベンチがかまどになったり、ふたを開けるとトイレになったりという、防災の面での拠点にできないのでしょうか。

事務局

一部の公園ではそのようにつくっています。中央公園にはそういう施設はありません。地域防災計画を大きく見直しているところなので、ハード面の整備の話も出てくると思います。そのときに避難所の関係とか、緊急物資の場所について、そういうハードの部分での整備は必要だと思います。

一部では、帰宅困難者が道路を横断するために、倒壊したものを

取り除くためのバールがベンチの中に入っていて使えるような、県の施策を始めていますので、全体の防災の考え方でいくと、そういう拠点がでてくると思いますので、そういうところの整備と一緒に対応していければと思います。

会長

予定していた時間になりましたので、これで本日の審議を終了したいと思います。いろいろ意見が出されましたが、これらの意見については事務局に取りまとめをお願いすることとし、内容の確認については、正副会長に一任していただき、次回の審議会に提示したいと思いますがよろしいでしょうか。

(一同：異議なし)

会長

それでは、次の審議内容について確認します。次回は全体的な部分についても意見を伺いますが、基本的には大綱のⅠ、Ⅱ、Ⅲを中心に議論する予定でお願いしたいと思います。

引き続き、議題の(2)その他について事務局から説明いただきます。

(2) その他

事務局

3点あります。1点目は、最初に配布資料のときに説明した通り、意見の提出の様式について2種類あります。本日の議論を踏まえて、もし大綱のⅣ、Ⅴ、Ⅵについて、追加の質問等があれば、9月6日までに頂ければと思います。次回の大綱のⅠ、Ⅱ、Ⅲについては、質問事項や意見を9月13日木曜日までに改革推進室にファクスやメールでお送りいただければ、事前の準備をさせていただき、より審議の効率化を図りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次回の審議会は9月27日木曜日、午前9時30分からです。場所は同じです。これについては通知文を送付いたします。委員の報酬等につきましては、これから事務手続きを行い、指定口座へ送付させていただきますので、よろしく願いします。連絡事項は以上です。

会長

以上で本日予定されておりました議事が終了いたしましたので、事務局に管理進行をお戻ししたいと思います。